

【2009能瀬訴訟 最新経過】

2009-能瀬訴訟解説 pdf

平成22年2月8日

■被告「守る会」の第6回準備書面の実態

以下、「被告」とは、被告団体の構成員全体をさすものではない。被告団体の一部指導部(基金である「ひかり協会」役員や職員を兼任し給与を受け取る者を含む)と不当な行為に手を貸したり、広告塔として跳梁する者をさす。

要点を絞って問題点を指摘する。

平成22年2月8日提出 被告第6回目の準備書面内容	事実及び評価
<p>1. 生活手当について取り上げて説明する理由</p> <p>(1) 原告は恒久対策案が空洞化していると非難する場合、いつも「生活手当」をとりあげている。そして原告は、甲29号証(森永ヒ素ミルク知有毒事件発生から50年)ではひかり協会が加害企業に思いやりある擁護論で森永は随喜の涙を流して喜ぶ、と加害企業の言いなりになっているかの如く批判している。その場合常に引用するのが、生活手当である。そこで、この準備書面ではひかり協会が実施している生活手当に関して説明する。</p> <p>(2) 生活手当などひかり協会が支給する金銭給付は、損害賠償ではなく、救済として給付され、生活手当の金額などの救済内容は、被害者が長い時間をかけ討議した末、被害者自身が決定した。</p>	<p>この裁判における被告は「森永ヒ素ミルク中毒の被害者を守る会」である。</p> <p>一方、生活手当を支給するのは、救済機関である(財)ひかり協会である。ひかり協会が被害者救済にあてる資金は、加害企業森永から出ている。</p> <p>被害者で組織する被告がひかり協会の弁護を何故シャカリキになってするのか、それがわからない。</p> <p>ひかり協会が森永に「思いやり」ある擁護論を述べれば「随喜の涙を流して喜ぶ」と原告が批判することが、なぜ、「ヒ素ミルク中毒の被害者である被告」のゲキリンにふれるのか分からない。</p> <p>生活手当については、恒久対策案に示されている基準が「国家公務員一般行政職の給与相当」とある。原告はそれが守られていない、と批判しているのに、被告である「被害者を守る会」がシャカリキになって否定するのわからない。</p>
<p>4. 生活手当にかかわる被害者の選択と決定、生活手当の内容</p> <p>(1) ひかり協会が行う被害者救済は、財源の金額による限界はあるものの、大勢の多様な被害者に極力細かく対応するようにしている。30歳代をむかえて、新しい対応がなされた。</p> <p>(2) 被害者が30歳代を迎え、親亡きあとに被害者が生活できるように生活設計をし、地域で支えられて生きて行ける体制を確立するようにした。ま</p>	<p>原告は被告に「協会の救済事業」について説明を求めたことはない。これらはすべて裁判の「争点とは関係ない」ことである。これらは裁判の引き延ばし以外のなにものでもない。</p> <p>-----</p> <p>生活保障事業とはギョウギョウシイ名前をつけたものだ。</p>

た相談体制を強化し、健康管理、病気の予防の対策を強めようという考えが出てきた。

(3) 30歳代を迎えての被害者救済事業の基本的確認事項の中では、障害が重い人については、つぎのとおりにまとめられている。

被害者の中には、障害・症状が重度であるために、なお自立が困難な者が多くいることは周知の事実である。

そのため重度障害者に対する生活保障事業としての手当の内容は、公的給付と合わせて、国民的合意の得られるものとする。本人の所得保障の水準額は、30歳の勤労者の賃金の60%とする。

(4)、(5)は略

(6) 被害者(父母、親族を含む)や関係者の間で、以上の30歳代の救済のあり方の議論をすすめる中で、次の～が、被害者や関係者の間で共通認識となった。

「協会事業には賠償金の支払いは含まれないこと」「救済とは、被害者の教育権、労働権、生活権等一切の生存権の回復を目指し、その発達を保障すること」であることの認識を改めて強くした。

行政協力を積極的に求め、公的制度・社会資源の活用をはかる。

救済事業は、森永の被害者だけがよい生活をするのではなく、国民と共に我国の福祉の向上を願い、ひかり協会の救済事業は、国民の福祉の向上と被害者の福祉の向上が同時に行われるように考え、国民の理解と支援を大切にして、事業をすすめていかなばならないことの意識を深めた。

(7) ひかり協会の生活手当の受給条件と特徴

生活手当の額は、重度の障害のある被害者の1カ月の生活費を想定している。障害者基礎年金を受給している事を受給要件とし、年金と生活手当を

・単に金をはらっているだけのことで、それが事業と呼べるものなのか。

・「国民的合意」をどのようにして得たのか。

・「本人の所得保障水準額」というが、誰が「本人の所得」を保障しているのか。

ひかり協会が払っているのは僅かなものである。内訳は国の障害者基礎年金と協会の生活手当を合計したものを「所得保障水準額」と称している。

所得の大半を国の年金におんぶさせておいて、それに生活手当を僅かに「上乘せ」しただけで、あたかもそれを、ひかり協会の事業のごとく「生活保障事業」と詐称しているにすぎない。

その上問題なのは「30歳の勤労者の賃金の60%」としていることである。

準備書面のなかでは「被害者の中には、障害・症状が重度であるために、なお自立が困難」と書きながら、なぜ「30歳の勤労者の60%」なのか、その説明もない。

「自立が困難」なことを知っているのは被害者である被告のはずである。健常者より生活費も多くかかることは常識であるはずだ。その上、最大の「ギモン」は「勤労者の賃金」と称する統計資料の出典である。

これまで原告は、「出典の明示」を求めてきたが、被告は黙殺である。その後も裁判において被告準備書面には、なんども「勤労者の賃金の60%」が出現したが、出典は明らかにされていない。

「国民の理解と支援」を掲げながら、以上のような「重大決定」を新聞発表するわけでもなく、それらを決定した会議も公開されたことはない。すべて「密室で決定」された結果を発表しているから、異論が排除されていることは、外部のものにはわからない。

4.(3)で「**障害が重度で自立困難**」
と言った舌の根が乾かぬうちに「働か

合わせて生活保障水準額となるように制度設計されている。

被害者の中には、中小企業で一生懸命苦勞して働いても、給料の少ない人もあり、働かないで受取る生活手当について、被害者全体の公平感も考慮された。

生活手当の制度もその額も、被害者（父母親族をふくむ）自身が決定した。

ひかり協会は、被害者救済の内容について、国民の理解がえられることに強い配慮をしている。守る会運動が、国民の理解をえられず、失敗した過去の歴史の教訓を重く受け止めている。生活手当の金額の決定に当たっても、国民から理解の得られる水準を考える。そして、生活手当は、国民の福祉の向上と共にあると考える。

1か月の、保障されるべき生活費は、障害基礎年金1級の受給者も2級受給者も同額であることを前提としている。そのため、障害者基礎年金のおおしい1級の受給者が、2級の受給者より、生活手当の額が少ないことになる。

被害者らにある個別的違いの部分は、生活手当とは別に実施している。健康の回復やリハビリテーション、自立生活の確立、社会参加のために必要な費用の援助などで充当される。そこで、障害基礎年金の1級受給者と2級受給者で生活保障水準額を変える理由はないという前提である。

出発当時は、月額11万円であり、生活手当1級45,125円、2級58100円であり、障害者基礎年金は1級64,875円、2級51,900円とされた。

(8) 原告は、障害の重さだけにこだわる損害賠償方式の考えに立って、ひかり協会の救済方式を批判するが、守る会に集まった被害者は、ひかり協会方式（地域で、国民の理解をえて、自立を目指す被害者共通の福祉の向上）を選択している。

ないで受取る生活手当」と書く無神経さには唖然とするばかりである。

「公平感」をもちだし、最重症者が受給する「生活手当」を比較の対象にすると同時に、弱者と弱者を競争させて不満の矛先をかわす意図が明白である。

生活手当の低額化を目論見み、あたかも過大な補償要求を事件発生当時にして運動が失敗したような誤解と嘘を重症者に与えようとしている。当時のことを詳しく調べも解説もせずに、事実を歪曲しているのである。

生活手当が1級も2級も同額であることの正当化を図るために、リハビリなどあたかも実施しているかのように羅列している。岡山市に住むYさんは両下肢障害の2級の被害者であるのに外出もできないで、家内の移動すら壁伝いにしている。リハビリなど受けたことがないという。自立生活をするためには家のバリアフリー化が緊急の課題であるが、それすらしていない。

広島Y.Nさんは1級の被害者であるが、26歳の時に初めて養護学校へかようになった。それまで学校教育と無縁だったので、団体生活になじめなかった。そのことを心配した両親が、ひかり協会へ休祭日に訪問指導をしてもらいたいと、ケースワーカーの派遣を依頼した。しかし拒否されたので、ひかり協会理事長に要望書を出し続けた。理事長からは返事がなく、実現したのは、4年半後でそれも2年でとりやめになった。

(8) については、原告はそんなことを言ったことはない。2006年にひかり協会が発行した『ひかり協会30年の歩み』の35頁には

<「30歳のあり方」では、「協会事業は、過去の金銭賠償を対象にしたものではなく、被害者の現状回復を基本とした救済制度であり、『恒久対策案』でいう新しいパターンの損害賠償制度である」とし、これを「三者会談方式」として定着化した。>

とひかり協会自身が書いているのであり、被告は「知ったかぶり」をしてあたかも代弁人のごとく、また親衛隊のごとく装いながら、マチガッタことを

ひかり協会の救済事業は、個別にひ素ミルク中毒との因果関係を明らかにした上で、被害を金額に算定する保障制度ではない。被害者に発生した健康状態の悪化等に対して、ひかり協会のもつ対策のメニューを提供して、被害者の救済をする制度である。

ひかり協会の救済事業を希望している全被害者が、この救済方式を受け入れ、賛同している。

(9) また観点をかえると、ひかり協会の救済は、生活手当だけではない。生活手当の分野以外に、多くの救済メニューがあり、被害者は、他の方法による救済と重複して、総合的な救済を受ける。

重い介護を要する被害者には介護料を支給している。「30歳代の救済事業のあり方」が実施された当時、生活保障水準額に介護料を合わせると、月額176,000円となっていた。

ひかり協会の救済は、被害者の全生涯にわたる福祉向上のためにおこなわれる。損害賠償額の金額計算という観点で判断されるべきではない。

(10) 榎原氏ほか2名が岡山弁護士会と広島弁護士会の人権擁護委員会に人権侵犯の申立をした。

(11) ひかり協会は、被害者の意見を最重点としてきき、専門家の意見をうけながら、公正に救済を実施した。

ひかり協会の救済は、恒久対策案をそのまま実施するものではないことが、繰り返し確認された。

ひかり協会の救済は、教育、労働、生活など被害者の自立に向けての全面的な支援をすること、全被害者の福祉の向上がひかり協会の救済であるとされた。

ひかり協会の救済は、総合的な救済事業であること(第2の原則)、そして個別対応こそ生きた救済である(第3の原則)という観点(救済の3原則)から救済がなされるようになって

平気でばらまいている。

(9) また観点をかえると、公的サービスを紹介することや、公的施設を紹介することもひかり協会の「救済メニュー」のなかに入っている。

**介護料を生活手当と合算することは筋違いのことである。介護するのは親兄弟であり、自身が仕事で得られるべき所得を犠牲にして被害者の介護をしているのである。176,000円をあたかも多額のように記載しているが、もし両親が介護にあたれば、この金額で3人が生活することになる。介護料は親に支給され、生活手当は本人に支給されるのである。
「みそもクソ」も一緒にするのはこのようなことの例えである。**

(10) この事実を記載したことを見とがめて、被告は「学者の論文」にケチをつけてきた。事実の記述すらも、自己に不利益と判断すると許さない、という体質を如実に表している。

だから、被告たちに都合のいいことしか言わない「専門家」の意見しか聞く耳をもたないことになる。そこには「公正」な運営は期待できない。

(11) ひかり協会の救済は恒久対策案をそのまま実施する考えはないようだ。そのなかで「金のかからない、人手のかからない、時間のかからない」ことしかやらない。についてもYさんやY.Nさんの例に本質は現れている。

の個別対応とは、別名個別撃破であり、「できない、できない」とできないことを繰返し、「あなたのいうことをきいていたら、ひかり協会はずぶれてしまう」(広島Y.Nさんが言われた)とあきらめさせることである。

恒久対策案の内容を詳細に解読すると、具体的実施項目32の内8割は不実行である。

公的制度と行政協力を利用すれば、森永から支出された費用を内部で分配するとき、あらかじめ固定費をさっぴく者達には画期的な「節約策」となる。

それは、国民の税金でもって森永ヒ

た。

恒久対策案当時とは、まったく姿をかえた救済方策になっていった。恒久対策案を、そのまま論じても意味がない程に、協会の救済は変化発展している。

ひかり協会の救済は、公的制度の活用と行政協力を重視し、公的福祉を補完するという考え方である。

救済は、被害者らが議論し、ひかり協会の事業として実行されていたが、生活手当に関しては、保障されるべき生活費の額を10万円として、被害者の間で議論がすすめられた。

10万円については、当時の他の被害者が得ていた労働賃金との公平な扱い（他の被害者が苦労して働いて得られる賃金より、働かない被害者への支給が高いと、被害者全員の間で共感が得られない）も考慮し、また、守る会の基本方針であるところの、国民の理解を得られる金額とすること（守る会は、被害者の福祉の向上と国民の福祉の向上を、共に考え、歩んでいかねばならないとしている）も考慮して決定した。

この額は、30歳の勤労者の賃金の60%という額になった。

⑧ 生活手当を決めたのは、被害者自身である。ひかり協会は、被害者の意見を尊重した。被害者の間では、いろいろな段階、長い間の議論の末にきめられた。被害者が決めた制度である。

素ミルク中毒の被害者を救済することになるのだが、実際の意味は正反対である。前述でみたような価値観をもつ者たちが仕掛けている意図は別のところにある。

救済資金から得る自らの厚待遇を維持するためには、重症者への支出を低く抑えることが必須となり、考えついたのが、「行政協力」である。それが重症被害者へハッピーな効果をもたらしているのなら、言論弾圧も除名なども必要ないはずだ。また、自らの独裁体制を維持するためには、加害企業の意図をあらかじめ汲むことも必要になる。

このような政策をとることが、加害企業の救済へのモチベーションを低下させ、公害事件の教訓化にとって反面教師になることは、企業社会で生活する国民には想像に難くないが、被告には理解できないらしい。

被告は、被害者への低め抑制政策を「国民との合意」などと強弁して、「国民」を会員への誓い文句に使う。ならば、この公的年金や公的施策・施設の併用について、全国民に対し、いつ説明責任を果たし、全国民（被告が好きな「全被害者」にならぬ）とどう合意を取り付けたのか？ 国民からの批判に嘸み付く前に、国民の税金を使いながら、国民への説明をサボって、一国民を弾圧している自らの態度を恥じ入り謝罪し、即刻その態度を根本的に改めるべきだろう。

10万円とは1985年の頃のことである。被害者の間といっても健常者ばかりであり、重症者は入っていない。「30歳の勤労者の賃金の60%」と被害者が30歳の時にいわれると、40歳になれば「40歳の勤労者の賃金60%」と思うのが常識的な考え方である。それが現在54歳になっても「30歳の勤労者の賃金」即ち1985年時点を基準にしているためスライドしても僅かだ。だから、当時の生活手当1級の月額50,000円は現在57,492円で増加したのは、7,492円である。それに比べ障害者基礎年金は61,817円が現在は82,510円になっている。

この論理は被害者自身が決めたのだから文句はなかろうということである。

しかし被告は準備書面(4)の5頁3では次のように書いている。「救済対策委員会(ひかり協会)が救済事業として取り上げてくれなければ、救済対策はできないのである。」さらに続けて「(1)被告の準備書面(1)の12頁項で説明したとおり、恒久対策案中で、救済は、救済対策委員会を設置し、同委員会が資金の運用、基準の設定その他必要なすべてを決定し、そのもとで救済をすすめる、ことを決めていた。」と書いているのであるから、被害者自身が決めることなどできない相談である。都合の悪いことになると、「それは被害者自身が決めたことだ」と前言を翻して恥じない言動には辟易するばかりである。

5についても被告の主張は前項と同じ論理で「被害者自身が決めたことだ」と強弁しているにすぎない。これまでは「ひかり協会が決める」ことだと主張してきたことを、ここへきて「被害者自身がきめる」ことだと逃げをうちだしたのは、これまでの理論の破綻を露わにしたにすぎない。

いずれにしても、被告とは別の組織のことを「被害者を守る」ことを忘れて「ひかり協会」を守り、「加害企業」を守り続ければ、理論的に破綻をきたすことは、目にみえていることである。

(3) 生活手当の内容

「本人の生活費を賄う」とはどのような基準によるものか、さらに本人は「結婚しない」前提なのか、また「子供を産まない」前提なのか明らかでない。本人1人の生活が賄えれば、それでいいという考えなのだろうか。

「類似する公的制度」とはなにを指しているのだろうか。公害健康被害の補償等に関する法律によれば、4年前の基準で男子353,100円、女子204,200円を給付月額として決めている。どのような制度を調査したのか、明らかにする必要はある。

また「労働者の賃金水準」というが、どのような統計を調査したのか、変動については、どのような方式を適用しているのか、それらのことはまったく明らかにされないのである。

(4) 生活手当は「このように」といわれても「どのように」選択したのかあきらかではなく、なにが「成果」なのか「ちんぷんかんぷん」である。

6、全被害者が賛同している証拠はあるのか。賛同しない被害者は排除して、「物言わぬ」被害者に仕立て上げる。それでも沈黙しない批判者に対しては、ある日突然に「誤支給」と称して、今まで支給してきた手当の基準変更を極秘裏に行い、数百万円の返済を迫るというあくどさである。

(1) これまでは三者会談確認書にもあるとおり「因果関係をとわない」としていたのである。しかし1994の「40歳代のあり方」いらい「中途障害者の場合は成人期以前からの障害」特別して救済しないことを決めている。

(2) このようなひかり協会の救済をなぜ「有り難く」思わなくてはならないのか。「障害を与えたのは」森永が作った「ヒ素ミルク」であり、その原因がなければ、今日の後遺症はありえないのである。「恩恵を受ける」とは辞書でも引いて正確な意味を把握して使用してもらいたいものである。「恩恵」とは「めぐみを与える」ことであり、この言葉を使えば、「する原因がないのに、一方的にあわれみをかける」ということになる。これほど言葉に「ドンカン」なものが書いた文書を読む不幸をしみじみかんじている。

被害者には「被害者の果たすべき責任」があると思う。それは被害の正しい継承であり、いままでたどってきた歴史の正確な記述である。また被害者と加害者は、どこまでいってもその関係に変化はないということであり、それをあいまいにすることで、事件の再発を招く原因になることである。

弁護士会とか国会に働きかけることは社会常識にそったことではないというのは、今回被告から教えられて初めて知ったことである。

この国の市民が弁護士や裁判、国会を通じて社会の改善・改革を試みる努力を、被告は、非常識なおこないだと

	<p>あっさり否定した。</p> <p>被告代理人におかれてはこの両方に携わった経験の持ち主であるが、このような認識のもとに仕事をなさってきたとは、立候補されるときにでも表明されていたなら、貴重な1票を投じなくてすんだものと後悔する。</p>
<h2>総評</h2>	
<p>「被害者は、老人となっても、生涯にわたって、ひかり協会の安定した救済を受けようと考えているから、森永乳業株式会社の経営内容を悪化させることは回避しなければならないと判断している。」</p>	<p>総評1- 改善を求める被害者は加害企業の経営を脅かしているのだ、の怪</p> <p>この第6回文書で、当初の恒久対策案が、今では、全公害被害者にとっての反面教師になったことが証明された。</p> <p>被害者の親が血の滲む思いで築き上げた前例のない恒久救済対策案を、被告が完全に骨抜きにしたことを示す歴史的な文書となった。</p> <p>とくに左記がこの文書の結論であり、被告はこれを言いたいがために膨大な紙数を使って自画自賛を繰り返し、加害企業の繁栄が被害者の老後の安心であるかのように言い切る珍しい言説を発明した。</p> <p>自己中心かつ非社会的な価値観が究極的に到達した結論であり、この思想を被害者に刷り込み、対外的にプロパガンダを展開しているという意味で、かれらの言動は、広く社会的に分析されるべき対象となる。</p> <p>被告団体の上層部は、自らを加害企業からの給与生活者だと信ずるに至った者達なのだろう。だから、基金の活動は、福祉であり賠償ではないのだと主張したいのであろう。 (前述のとおり、自ら「賠償の新しい形だ」と主張したことを忘れていたが)</p> <p>「そろそろ、被害者になった原因を忘れ、障害の苦しみを言わ</p>

ず、真に闘った親達の苦勞と歴史を忘れて、加害企業からの金銭をお恵みとして感謝し、加害企業の業績発展に貢献しなさい」という、公害被害者に対する高みからのお説教である。

被告には、恒久救済対策を真剣に実施する努力を通じて、公害再発への戒めともしていくような視点などは、もはやないのだろう。

しかし、公害事件処理において民主主義を認めない立場からの加害企業との利益共同体的関係構築の言説鼓吹は、実際には、現実の被害者家族の生活権を侵害し、そればかりか、産業公害の起源・発生・闘争・救済・総括・改善という改善の循環サイクルにおける歴史的教訓と知見の獲得にあたって、巨大な負の効果を逆流させることになる。

被害者家族をおこらせ、それを黙らせる弾圧が不可避となる必然性がここにもある。

この準備書面をかかせた上層部に関しては、彼らが救済資金を「給与」と受け止めているのは想像に難くないが、それを被害者全員の価値観と言い切る行為は、そのよこしまな思想を「全被害者へ強要している」ことを認めており、言論弾圧はその必須のツールだ。全公害被害者を冒瀆する言説でもある。

更に、この主張にはあくどい詭弁論理が忍ばされている。

最後の最後で「森永乳業株式会社」とお客様宛請求書のようにフル標記しているところも奇異だが、「森永乳業株式会社の経営内容を悪化させること」とは何を指しているのかということである。

もし、「原告の主張は、森永乳業株式会社様の経営内容の悪化に繋がる」とでも言いたいのであれば、それは、事実の歪曲であり、存在しない前提を使って、自己の主張を正しいと強弁するところの詭弁マインドコントロールである。しかも、それは、被害者と、国民と加害企業の三者へ向けたも

のと推察される。(1)
この手法自体が主張者のウソを証明する。詭弁は短期的に人を騙せても、長期的には恥をさらす。

原告の主張に反映されている被害者家族の憤りは、森永に無制限の支出を要求するものではない。

被告「被害者団体上層部」が、原告らの批判を反省して受け入れることと、森永乳業の経営内容にはなんの関係もない。

森永乳業の経営状態は、社会的モラルと法令の遵守を含めたかれら自身の営業努力の責任である。

もし仮に、加害企業が、自らの努力不足を棚に上げ「業績悪化は、被害者団体内部の民主主義と言論の自由のせいだ」と考え、それを被害者団体上層部に代弁させて、被害者会員や国民へ不法に噛み付かせるのなら、それ自体が恥ずべきコンプライアンス違反である。被告自身の態度が原因企業の行く末を誤らせ、その評判に影響しかねないということが、さっぱり理解できないようだ。

一般的にあって、被害者運動に対して感情支配型の対応を継続している加害企業から、言論封殺による被害者管理手法への協賛をえることはたやすいだろう。(3)

そういう状況下で、「利益共同体的労使協調主義」を持ち込むとさらに歓迎されるだろう。

救済資金から賠償的意味合いを歴史的事実と共に抹消し、「これは福祉だ年金だ」と、あたかも公害被害者は、加害企業へ感謝すべき「か弱い」存在であるかのようにマインドコントロールで刷り込む行為。それは、同時に、原告や、もの言う被害者家族への弾圧と、もの言わぬ会員被害者へのさらなる脅し、という一石二鳥の効果を狙っているのかもしれないと考えるのは邪推だろうか？

被告が弾圧を繰り返せば繰り返すほど、被告自身の態度が森永乳業株式会社の体質を悪化させることになるかもしれない。「知りませんでした」は通用しない。1955年でもなければ、1986年でもない。今は21世紀だ。

(1 「被害者団体」の看板を掲げる被告のこんな台詞をみるにつけ、悪代官との密談酒席で「あの町人はあんなこんな × ×で、ほっておいたらお代官様がとんでもないことになりませ。ワテがなんとかしてやりますからお任せ下さい。つきましては次のアレに…」とモミ手をして取り入る輩を思い出すのは時代劇の見すぎだろうか？

(2 感情先行型企业は、阿諛追従を取り巻きにしがたがる。)

(3 哀しいかな概してそういう傾向がみられる。当人は無自覚だが、言論を弾圧する組織が主張する「加害企業への感謝」というロジックを心底嬉しがっている加害企業の元役員たちの姿はその鏡像である)

総評 2 --

みんなでやっているから、言論弾圧は正しい、の怪

言論弾圧がバれているのに、それとはお構いなしに「被害者で決めた」「被害者で決めた」を連発する会の怪。

組織内に民主主義が機能せず、言論弾圧が横行していても、「被害者で決めてきたことだから正しい」、などと紋切り型の主張を執拗に繰り返し、あたかも、古代ローマ直接民主制の全員投票でも実施しているかのような幻想を撒き散らす。

プロセスを抜きにして、いったん「決めた」あとは、批判や改善意見を徹底的に排除するのであれば、その「みんな」とは独裁システムで管理された「みんな」となる。

歴史的事実を意図的に語らず、それを不当に改ざんしているかどうか、そして、組織に民主主義が機能してきたかどうか、問題の核心をなす大前提である。

被告は、被害者会員に対して、これらの基準は「国民的合意」であると繰り返し巻き返し機関紙などを通じて刷り込んでいる。

救済内容を、少しましに充実せよと基金へ要求をしようものなら、「国民の皆様から」大変なお叱りを受けて救済事業が崩壊するかのよう被害者を露骨に脅すことも忘れないのである。

ところが被告は、「国民の皆様の冷酷な監視の目」をちらつかせながら、原告の能瀬氏のように一般国民が本当に組織を監視すると、今度は、国民の皆様へ容赦なく噛み付く。この二枚舌を使っている事実だけで、すでに被告の整合性は完全に崩壊している。

いったいぜんたい、どこで、誰と、どう合意したのか、詳しく説明を求めたいものだ。国民からしても、はた迷惑な責任転嫁である。そして、そもそも、公害被害者と国民を対立させる構図にいかがわしさがある。当然のことながら、被害者も国民だからだ。そして国民である前に市民である。そして、その市民をよそ者とか、迷惑だ、などというのなら、被告はいったい何者なのかという疑問が改めてわいてくる。



原告側第5回準備書面 全文公開 pdf H22《2010》.1.25

—「被告「守る会」提出第4回準備書面の問題点」— (H21《2009》.12.4)

↓準備中↓



原告側第3回準備書面 全文公開 pdf H21《2009》.9.24

—「被告「守る会」提出第2・3回準備書面の問題点」—

【能瀬訴訟解説】

市民ボランティア

「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」を名誉毀損で提訴。(岡山地裁)

原告提出証拠から「被害者団体」及び「救済基金」の驚くべき内部実態が明るみに。差別暴言と、素行記録メモなどから判明する基金への「思惑」の数々。

以下、「被告」とは、被告団体の構成員全体をさすものでももちろんない。被告団体の一部指導部(基金である「ひかり協会」役員や職員を兼任し給与を受け取る者を含む)とその影響を受けて不当な行為に手を貸したり、広告塔として跳梁する者をさす。

■運営の改善を求める一般市民と被害者家族に、徹底的な攻撃を加える「被害者団体」指導部



2009年2月18日、岡山市米倉在住の自営業・能瀬英太郎氏は、「公害被害者団体」の機関紙上で著しく名誉を傷つけられたとして、機関紙の発行元である「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」を相手取り、名誉毀損の損害賠償請求訴訟を起こした。同氏は、記事の内容は嘘の羅列であり、“事実無根の記事で著しく名誉を毀損された”、として、名誉回復(機関紙上での謝罪記事の掲載)と損害賠償を求め、岡山地方裁判所民事部(写真)に訴状を提出、即日受理された。

能瀬氏は、かつて、同事件の被害者救済運動を支えた市民ボランティアの一人だが、最近、“現救済団体は、運動の創始者や改善の為にもの言う被害者とその家族を敵視・除名排除し続ける一方で、本来の恒久救済をほとんど実施しておらず、運営にも大きな闇がある”として、詳細な事実を元に数々の論文を発表し続けていた。また、被害者の親からの要望で、被害者家族の支援を行っていた。